

22高建検第22号  
平成22年7月1日

関係各課長  
関係各出先機関長 様

土 木 部 長

高知県土木設計等委託業務成績評定要領と別紙ー1 委託業務成績  
評考査基準の変更・追加について（通知）

このことについて、下記のとおり一部変更・追加しますので遺漏のないよう  
取り扱ってください。

記

- 1 一部変更する業務
  - (1) 地質調査業務、単純調査業務、測量委託業務
  - (2) 調査業務、計画業務
  - (3) 設計業務
  
- 2 追加する業務
  - 工事管理業務
  - 積算技術業務

## 高知県土木設計等委託業務成績評定要領

(平成22年7月1日)

土 木 部 長

### 第1 委託業務成績評定基準

評定の実施は、別表―1に定める「委託業務成績評定基準」により行うものとする。

### 第2 委託業務成績評定審査基準

委託業務成績評定基準に基づき、項目毎の評定は別紙―1「委託業務成績評定審査基準」によるものとする。

### 第3 その他

この要領に定めない事項については、工事成績評定の基準を準用する。

### 第4 施行期日

この要領は、平成22年7月1日とする。

別表—1

委託業務成績評定基準

項 目	細 目
専門技術力	提案力、改善力
	業務執行技術力
	施工時への配慮（注）
	コスト把握能力（注）
管理技術力	工程管理能力
	品質管理能力
	迅速性、弾力性、調整能力
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、強調力
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観
成果品の品質	

注) 1 「施工時への配慮」及び「コスト能力」は、設計業務のみ評定対象とする。

## 委託業務成績評定考査基準

### 1. 総括監督（調査）員考査基準

#### （1） 考査方法

総括監督（調査）員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

#### （2） 評定点範囲

採点表（総括監督（調査）員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

### 2. 主任監督（調査）員及び完了検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

注）調査員を含む

### 3. 事故等による減点等

#### （1） 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評価点に対して、別表－ 1 を参考として 15 点まで減点することができる。

別表－ 1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止 1 ヶ月まで	指名停止が 1 ヶ月を越える
考 査 点	－ 3 点	－ 5 点	－ 1 0 点	－ 1 5 点

#### 【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。

- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

## (2)かし修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する<sup>かし</sup>瑕疵が存在し、契約書の<sup>かし</sup>瑕疵担保条項等に記された手続に従い、<sup>かし</sup>瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表一2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう<sup>かし</sup>瑕疵修補とは、軽微なミス<sup>かし</sup>の修正ではない大幅な修補をいう。

別表一2 <sup>かし</sup>瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	<sup>かし</sup> 瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により <sup>かし</sup> 瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	- 10点	- 20点

## 4. 「単純調査業務」について

「設計共通仕様書」第1204条及び第1205条に規定する「調査業務、計画業務のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

- ・「単純調査業務」の例

各部門共通

単純なデータ収集整理業務

	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地調査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析
	方法が JIS 等で規定されている測定業務

## 5. 公物管理補助業務及び行政事務補助業務について

「公物管理補助業務」・「行政事務補助業務」の対象業務については以下に示す例を参考とされたい。

### （1）公物管理補助業務

- ・河川巡視支援業務
- ・河川許認可審査支援業務
- ・水文観測所点検支援業務
- ・ダム・排水機場管理支援業務
- ・道路巡回業務
- ・道路許認可審査・適正化指導業務 等

(2) 行政事務補助業務

- ・調査計画資料作成業務

6. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

- ①「地質調査、単純調査業務、測量業務」採点表
- ②「調査業務、計画業務」採点表
- ③「設計業務（概略設計・予備設計）」採点表
- ④「設計業務（詳細設計）」採点表
- ⑤「工事監理業務等」採点表
  - ・工事監理業務
  - ・品質検査業務
  - ・河川巡視支援業務
  - ・河川許認可審査支援業務
  - ・水文観測所点検支援業務
  - ・ダム・排水機場管理支援業務
  - ・道路許認可審査・適正化指導業務
  - ・調査計画資料作成業務 等
- ⑥「積算技術業務等」採点表
  - ・積算技術業務
  - ・技術審査業務 等

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が上記(1)①から⑤のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取り扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・上記①から⑤の対象部分のどれかが500万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・上記①から⑤の対象部分の複数が500万円を超えるとき、もしくはどれも500万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任監督（調査）員及び完了検査員で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、主任監督（調査）員が決定する。

7. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、 測量作業				調査業務、計画業務				設計業務				
		業務 評定	技術者評定			業務 評定	技術者評定			業務 評定	技術者評定			
			管理 又は 主任 (注1)	担当 (注2)	照査		管理	担当 (注2)	照査		管理	担当 (注2)	照査	
専 門 技 術 力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務執行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時へ の配慮 (注3)	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力 (注3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
管 理 技 術 力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケーション力	説明力、協調性、 プレゼンテーション力	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	24 (100%)	24 (100%)	16 (100%)	3 (100%)	



参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価項目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。

以下、例を示す。

（業務実施上の過失の評価例）

- ・その他（総合評価方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・その他（総括調査員の再三の指示にも関わらず、改善されなかった。）

2. 高度技術が求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル” “難易度の高い業務” の項目があるが知識の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を示す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

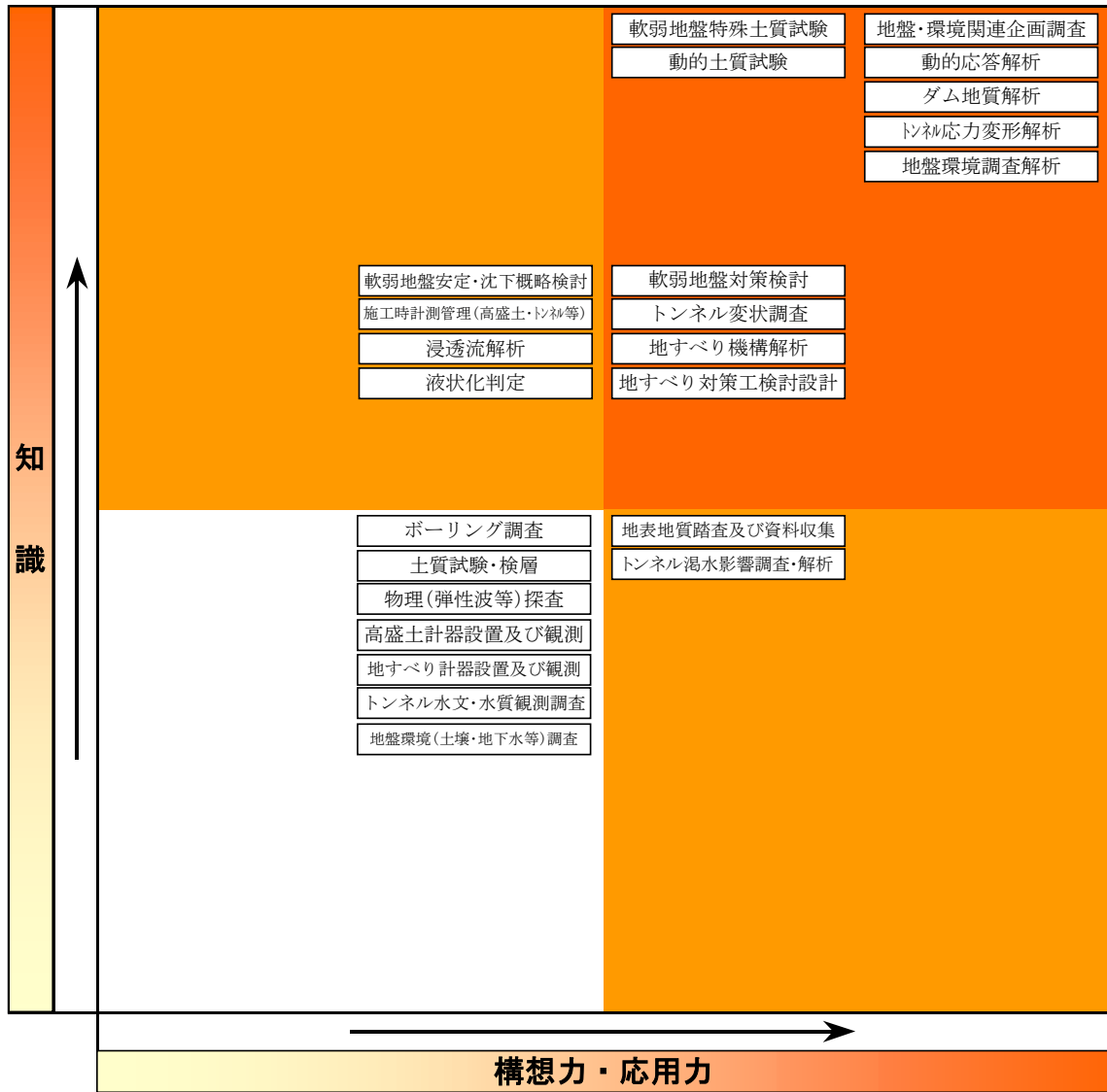


図 地質調査の例

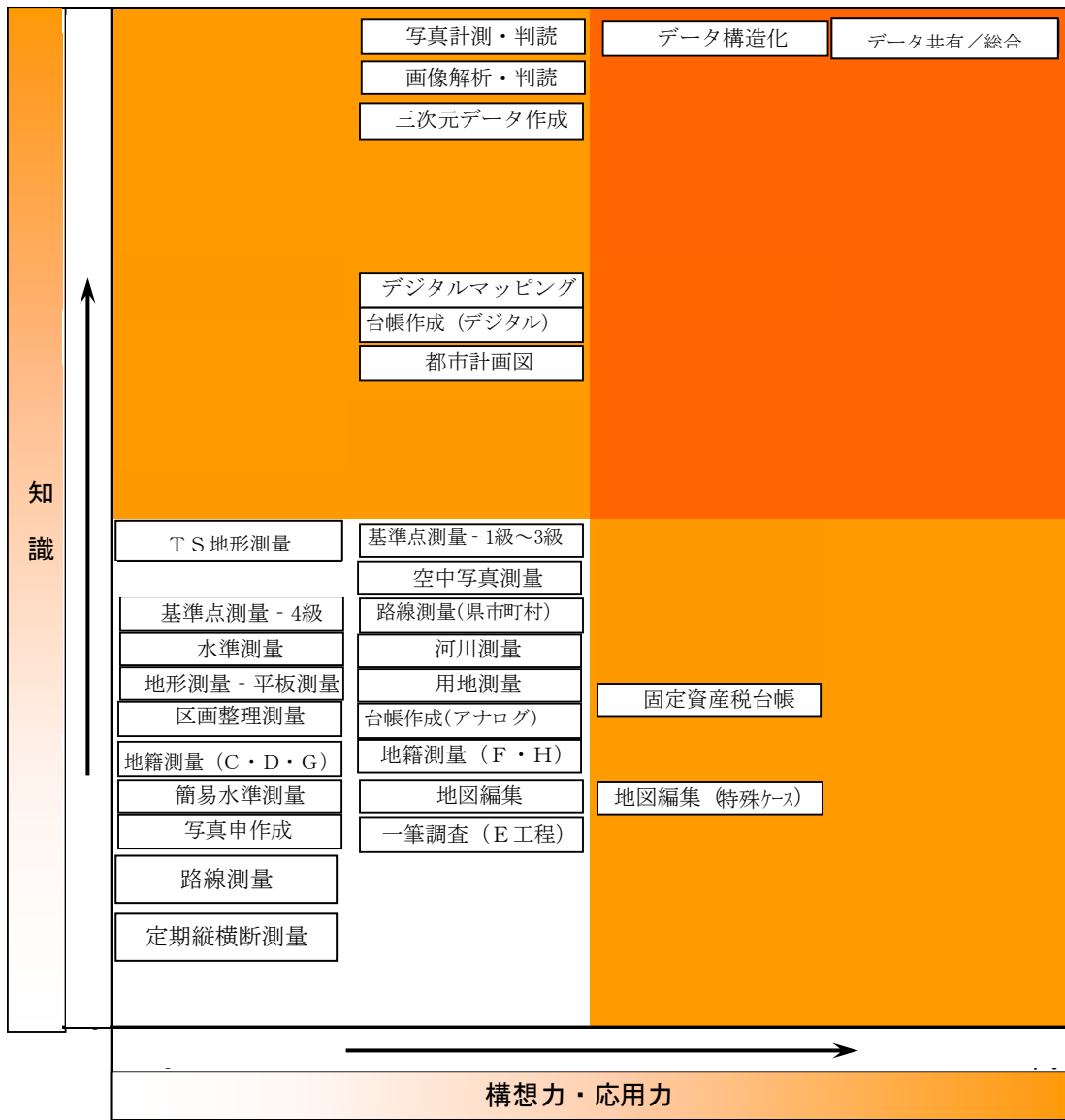


図 測量作業の例

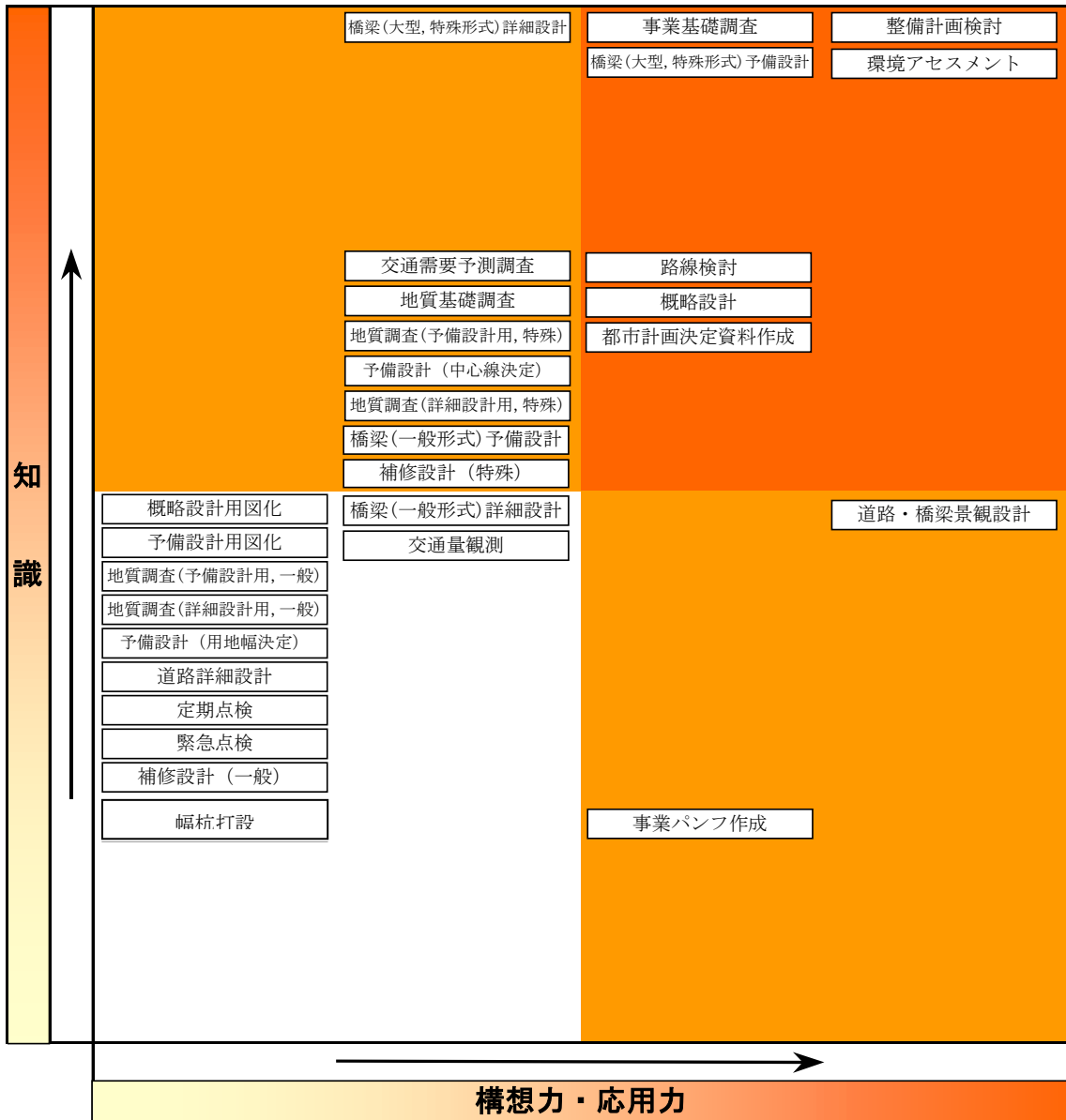


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例



注：A，Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいもの。

図 河川事業に係わる調査・計画・設計業務の例